

伺 い 供 覧	課 長	課	担 当

2010/10/26 10:20:13

神奈川県廃棄物指導課

2010/10/26 10:20:13

送信者: 神奈川県廃棄物指導課 ( )  
宛先: ( )  
cc:  
件名: Re: 御礼とお願いです。(静岡県)--Checked by Antivirus-software

お世話になります。  
神奈川県廃棄物指導課の です。

昨日はお疲れ様でした。

メールの件は承知しました。  
早速、湘南地域県政総合センターにお願いしましたので  
資料が整いましたら、ご連絡します。

なお、 については、神奈川県内はもちろん、  
他の都道府県、政令市においても収集運搬業・中間処理業の  
許可は有しておりません。

の実態はよくわからないのですが、引き続き、こちらでも  
関係機関等と連絡をとってみますので、何かわかりましたら  
ご連絡します。

引き続き、よろしくお願ひします。

追伸  
小山町への連絡調整についてありがとうございます。  
私の方で、連絡してみます。  
こちらについても引き続きよろしくお願ひします。

\*\*\*\*\*  
神奈川県環境農政局環境部  
廃棄物指導課適正処理グループ

電話: 045-210-1111 (内線: 4158)

FAX: 045-210-8847

E-mail: ( )

\*\*\*\*\*

----- Original Message -----

From: ( )

To: ( )

Sent: Tuesday, October 26, 2010 9:28 AM

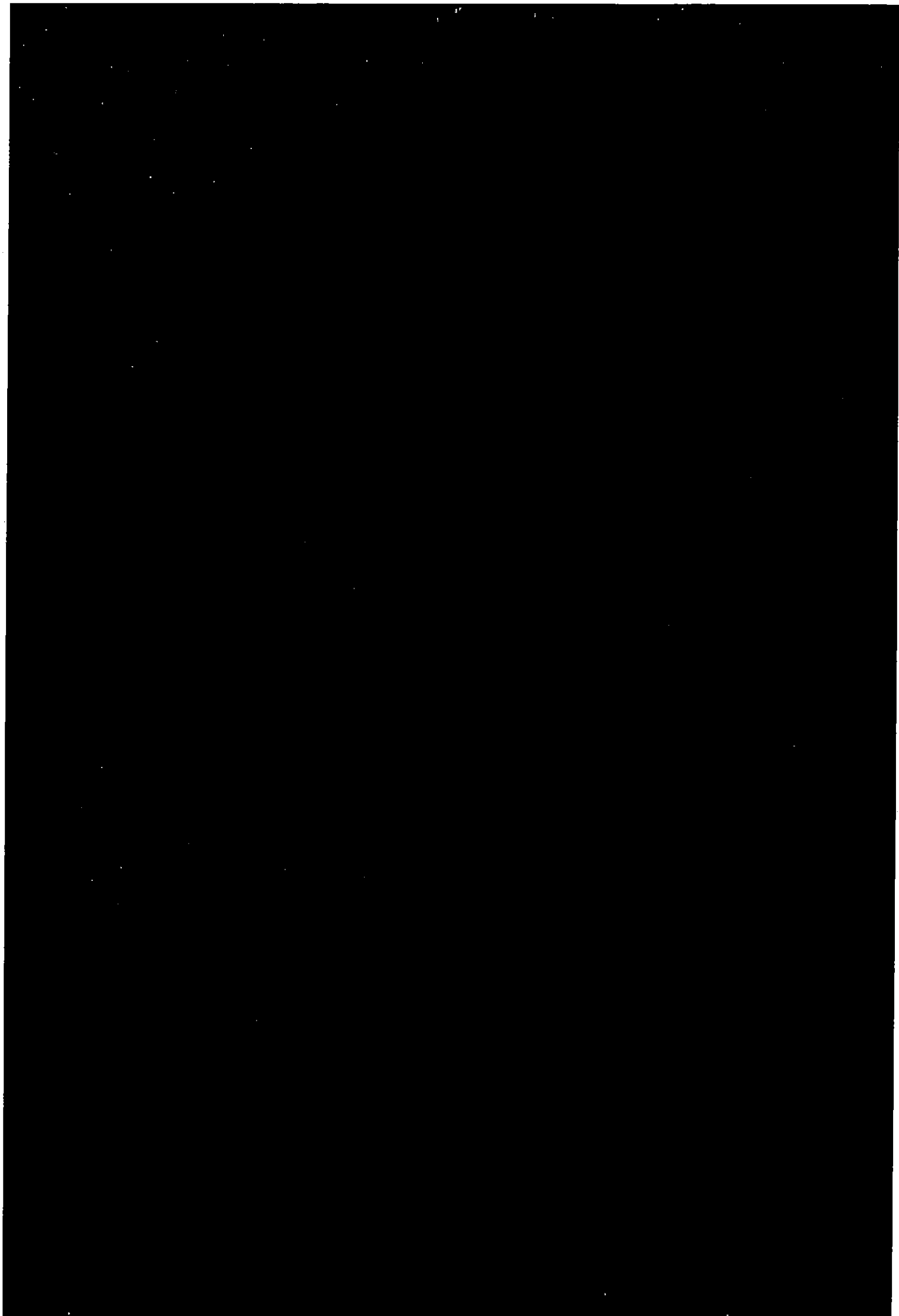
Subject: 御礼とお願いです。(静岡県)--Checked by Antivirus-software

- > 神奈川県: 様
- >
- > お世話になります。静岡県廃棄物リサイクル課 です。
- >
- > 昨日は、ありがとうございました。
- > さっそくですが、
- > ①昨日資料で見せていただいた の航空写真と河川法で指導している
- > 区画のカラー図面
- >
- > ②神奈川県の に対する指導経緯 (一覧表など有ればありがたいです)
- > )
- > ③ の深箱ダンプに産廃許可の表示がありましたが、許可の状況
- >
- > ④ が保管している建設系混合廃棄物 (伊豆山投棄の瓦礫くず) への
- > 指導状況が分かるもの
- > (出来れば、これは廃棄物であると明記されているものや、指導票)
- >

> ⑤ [redacted] の許可の状況 あれば、許可の状況（許可証の写し）  
> をPDFなどで頂けたらありがたいです。  
> あと、[redacted] ですが、小山町に伝達しました。  
> 担当は、小山町役場生活環境課の [redacted] さん（0550）76-6111（代）になり  
> ます。  
> 大まかな内容は伝えましたが、今回の事業は神奈川県主体の事業なので、広報紙  
> に掲載することについては消極的な回答でした。  
> 神奈川県の担当者から連絡がありますと伝えてあります。

> 今回の [redacted] の関係で色々お願いすることがありますので、よろしくお願いま  
> す。

> \*\*\*\*\*  
> 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課  
> 不法投棄対策班（不法投棄撲滅対策本部） [redacted]  
> TEL 054-221-3810  
> FAX 054-221-3553  
> E-Mail [redacted]  
> \*\*\*\*\*



河川法 24条 土地の占有許可  
26条 工作物の新築等の許可  
27条 土地の掘削等の許可  
29条 河川管理上支障を及ぼす行為の禁止

## 指導概要

### 平成15年度以前

河川事務所が主催する河川河川敷一帯の不法占有関係の協議会に参加し、当所からに対して主体的な指導はしていない。

### 平成16年度

【指導書1】 堆積した産業廃棄物を撤去し、適正に処分すること (16.5.24)

《回答1》 ①10月31日までに全量撤去 (16.5.31回答書・16.6.11計画書)

②撤去期限を11月30日まで延長 (16.9.17延伸願)

③撤去期限を平成17年2月28日まで延長 (16.9.17口頭)

④撤去期限を平成17年3月31日まで延長、搬入禁止 (16.12.20指示書)

⑤撤去期限を平成17年7月頃まで延長 (17.3.31口頭)

⑥撤去期限を平成17年12月いっぱい延長 (17.10.6申立)

⑦撤去期限を平成18年2月いっぱい延長、処分計画提出指示 (18.1.12申立)

(新たな指導書交付 (指導書6、18.2.27))

⑧撤去期限を平成18年3月いっぱい延長 (18.3.9改善計画書提出)

⑨撤去期限を平成18年5月末まで延長 (18.4.24口頭)

⑩撤去期限を平成18年10月まで延長 (18.10.23口頭)

(残った廃棄物を年内まで撤去するよう口頭指導、18.11.17)

【指導書2】 野焼きをしてはならないこと。 (17.1.25)

【指導書3】 に堆積している産廃を撤去すること。 (同上)

【指導書4】 野焼きをしてはならないこと (17.2.9)

【18条報告】 (17.3.31)

《回答18条》 3月23日交付文書に対する回答提出 (17.4.7)

【その他】 共産党議員団現地視察 (17.12.24)

### 平成17年度

【指導書5】 不法焼却をしてはならないこと。 (17.6.13)

《回答5》 焼却炉の撤去を約束 (17.6.13口頭)

【指導書6】 不法焼却をしてはならないこと、回答1を遵守すること

### 平成20年度

【その他】 マニフェストの不適切交付に係る静岡県の立入調査 (20.8.26)

【指導書】 他人に収集運搬を委託するときは必ずマニフェストを交付すること (20.9.10)

